Web会議システムによる会議の開催について

1 経緯

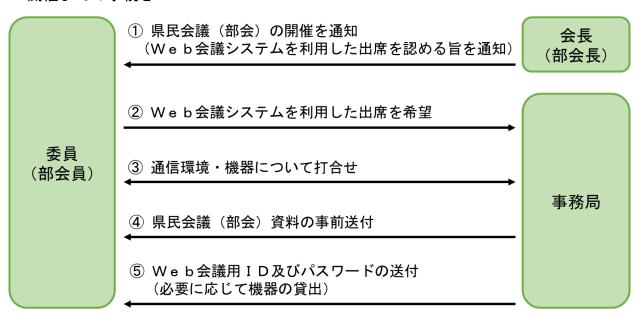
新型コロナウイルス感染症対策の観点から、Web会議システムを利用した岐阜県木の国・山の国県民会議及び各部会の開催について検討

※Web会議システム:パソコン等を用いて、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステム

2 検討結果

- ① 開催方法(案)
 - ・県民会議の会長又は部会長が必要と認めるときは、Web会議システムを利用して県 民会議又は部会を開催することを可能とする。
- ② 「出席」と判断する要件
 - ・委員の音声が確認できること
 - ・委員が画面に映っていること
- ③ 議決の方法
 - ・審議等の内容に関し、委員の意向を音声や挙手など会長(部会長)が適切に判断できる方法とする。

3 開催までの手続き



4 必要な環境・設備

- ①インターネットへの接続環境
- ②パソコン $(Z \circ o m を インストールしたもの)$
- ③カメラ、マイク及びスピーカ (パソコンに内蔵されていない場合) ※これら設備がない場合は県庁から機器を貸し出します (職員が補助させて頂きます)